

野田市告示第 47 号

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 7 項の規定による狂犬病
予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第 8 項の規定により次
のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 12 日

野田市長 鈴木 有

| 捕獲月日 | 捕獲場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 特 徴 |
|---------------|--------|-------|----|----|----|--------------------------|
| 令和6年 3月11日 | 野田市中野台 | ペキニーズ | 黒 | メス | 中 | 成犬、紫色のサ スペンダー、お むつ |

上記の犬は令和 6 年 3 月 18 日（月）まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）